

## 九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和4年1月17日)

開催日及び場所		令和3年12月15日(水曜日) 熊本地方合同庁舎 A棟4階 九州農政局会議室4		
委員		北里 敏明(弁護士) 谷本 たまみ(税理士) 田川 里美(ジャーナリスト)		
審議対象期間		令和3年7月1日～令和3年9月30日		
審議対象案件		138件 うち、1者応札案件14件 契約の相手方が公益法人等の案件0件		
抽出案件		8件 うち、1者応札案件2件 (抽出率5.8%) (抽出率14.3%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件
			工事希望型競争	0件
			その他の指名競争	0件
		随意契約	2件	
	業務	一般競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争	0件
			簡易公募型競争	0件
			その他の指名競争	0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件
			簡易公募型プロポーザル	1件
			標準型プロポーザル	0件
			その他の随意契約	0件
	物品・役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
指名競争		0件		
随意契約(企画競争・公募)		1件		
随意契約(その他)		0件		
(特記事項)				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>1. 令和3年度第2・四半期入札方式別発注状況について</p> <p>意見・質問なし</p>	
	<p>2. 抽出工事及び業務並びに物品・役務等契約について</p> <p>(1) 抽出工事</p> <p>①令和2年度八代平野農業水利事業南岸導水路改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札辞退した業者は熊本県内の業者か。</li> <li>・令和3年度第2・四半期入札方式別状況表の番号No.25（抽出案件）とNo.26、27は八代平野農業水利事業所の案件だが、開札日も同じか。</li> <li>・熊本県内の工事は1者応札が多いが、何か対応はできないのか。</li> <li>・災害復旧工事を受注している業者が多いため、参加業者が少ないということか。</li> <li>・事業の進捗が遅れているのか。</li> <li>・不調不落となった場合はどうするのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はい。</li> <li>・No.25は9/1開札、その他は8/31開札である。</li> <li>・R2.7月災害の影響があり、発注方式の検討や、関係機関と協議を行っているがなかなか改善されない。災害復旧の対応には、2～3年はかかる見通しであるため、その期間の発注には影響が出ると思われる。</li> <li>・はい。</li> <li>・事業全体の進捗は遅れていないが、工事について工期が延長になり、予算が繰り越しとなることで遅れる場合はある。</li> <li>・他の工事への変更追加や随意契約などで対応することもある。</li> </ul>
	<p>②令和2年度防災情報ネットワーク事業南九州地域国営造成施設管理設備他工事（西諸地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダウンロードした業者は7者いたが、参加業者は1者だったということであるが、特殊な技術を要する工事内容だったのか。</li> <li>・受注業者は九州に支社があるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注前に、今回の工事内容である電気通信の実績を持つ業者を、業者実績が登録されているシステムで検索したところ27者いたので、特殊なものではないと思われる。</li> <li>・入札条件として九州管内に建設業法に基づく本社（店）、支社（店）、</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 27者についても九州に支社等があるということか。</li> <li>・ 同様の工事が他にもあり、そちらは2者応札となっているが。</li> </ul>	<p>若しくは営業所を有する者であることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 九州管内で検索したものである。</li> <li>・ 全て同じ工事内容ではないため、得意・不得意や利益等各社の都合があると思われる。</li> </ul>
	<p>③令和2年度八代平野農業水利事業 文政幹線水路（1-2工区）改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選定順位表は何を基に作成するのか。</li> <li>・ 選定順位表の業者に不調となった公告時の辞退業者も含まれているのか。</li> <li>・ 応札者がいた場合でも不調になることもあるのか。</li> <li>・ 不調随意契約で応じるところがあれば再公告でも良かったのでは。</li> <li>・ 不調随意契約ならば応じる理由はあるのか。</li> <li>・ 随意契約の場合、予定金額を提示するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 九州農政局建設工事等契約事務取扱要領の指名基準に準じ、選定基準を定めている。不調となった公告時に資料をダウンロードした業者から本工事を実施できる者を選定し、選定基準に合わせて点数をつけ、選定順位表を作成している。</li> <li>・ 含まれていない。</li> <li>・ 応札したが低入札により辞退された場合や予定価格超過により、不調となる</li> <li>・ アンケートの実施や建設協会への聞き取りを行い、再公告の可能性を検討したが、一般競争での入札は難しいと判断した。</li> <li>・ 不調随意契約であれば、入札参加のための資料作成の手間を省くことができる為、契約に応じる可能性が高くなる。</li> <li>・ 提示しない。</li> </ul>
	<p>④令和元年度八代平野農業水利事業 八代幹線水路（1-1工区）改修工事 （第5回変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の工事変更はどちらから申し出たのか。</li> <li>・ 見積執行調書をみると、見積合わせは3回までできるということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注者より申し出た。</li> <li>・ 見積合わせの回数に基準はないが、第3回目を行うには、2回目の状況で判断を行う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更増額の内、コルゲートフリュームの価格は幾らぐらいになるのか。</li> <li>・このような安全面に配慮するための変更はよくあるのか。</li> <li>・当初は経済性を重視した計画だったということか。</li> <li>・コルゲートフリュームは再利用可能か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増額分の半分程度である。</li> <li>・変更自体はよくあるが、ここまで高額な変更はあまりない。</li> <li>・当初は、経済性に優れた遮水シートを敷設し、仮廻し水路として利用する計画であったが、地区内の他工区で仮廻し水路からの溢水被害が発生し、遮水シートの破損も確認された。本工事周辺は民家等が隣接し、かつ、本水路が周辺よりも標高が高いことから、安全性を最優先として、コルゲートフリュームへ仮設計画を変更し、変更契約を行った。</li> <li>・組立式なので再利用できることから、次年度以降の工事に転用する計画である。</li> </ul>
	<p>(2) 抽出業務 ①令和3年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 南薩地区施設機能診断調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書評価結果をみると、業務への取組方針の点数が特定の決め手となっているが、他者の評価より高かった理由は。</li> <li>・細かい判断基準はあるのか。</li> <li>・別件の類似案件で入札に参加できる者があったと思うが、実績のある者が有利になるのではないか。</li> <li>・業務への取組方針に重点を置くのであれば、もう少し基準を細かくした方がよいのではないか。</li> <li>・評価者が特定の業者を有利にすることができるのではないか。</li> <li>・外部の評価者もいるのか。</li> <li>・発注担当課の者が評価作業を行うのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容が他者に比べて優れていたため差がついている。</li> <li>・技術提案書評価基準は、公告時に公表している。</li> <li>・経験評価の点数より技術提案評価の点数が高い基準となっているので、技術力・理解力のあるところが評価は高くなる。</li> <li>・現状で判断できると考えている。</li> <li>・技術提案書の審査時における匿名管理を徹底するため、評価者は、業者名が判断できない状態で評価しており、特定の者が有利になることはない。</li> <li>・内部のみである。</li> <li>・発注担当課（積算者）と技術提案書の評価者の分離の徹底を行っている</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達方式をどれで行うのか決まっているのか。</li> </ul>	<p>ため、別の課の者が評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容によって標準は決まっている。</li> </ul>
	<p>②令和3年度西国東海岸保全事業 第1工区排水樋門調査・実施設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書評価結果の業者名がアルファベットになっているが、受注者以外の提案業者はどこか。</li> <li>・特定テーマの点数が決め手となっているのか。</li> <li>・特定テーマは業務ごとに変わるのか。</li> <li>・配点の基準も変わるのか。</li> <li>・枚数を多く書けば点数が高いということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者名提示。</li> <li>・はい。</li> <li>・業務毎に具体的な取組の方法を求めるテーマを設定している。</li> <li>・配点の基準は、変わらない。</li> <li>・枚数制限があり、特定テーマに沿った内容を的確に書く方が評価は高い。</li> </ul>
	<p>(3) 抽出物品・役務等 ①令和3年度乗用車交換購入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14年経過ということだが、交換の目安はどれくらいか。</li> <li>・基準を超えているが、安全性に問題は無いのか。</li> <li>・長期の車両購入計画などは立てていないのか。</li> <li>・年間の車両購入予算はどれくらいか。</li> <li>・環境性能点はどのように算出する。</li> <li>・点数が高いほど良いということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12年、10万kmが目安となっている。</li> <li>・はい。</li> <li>・はい。</li> <li>・科目が違うものもあるので合計はわからない。</li> <li>・燃費をベースに算定している。</li> <li>・はい。</li> </ul>
	<p>②令和3年度西国東海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び八代海岸保全事業 九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書の点数の合格ラインはあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合格ラインはない。欠格要件がなければ、企画提案書は評価できる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の内容は、業務では行えないのか。</li> <li>・他のコンサルタント等は手を上げてこないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の業務内容は、専門的な学識経験者等の選出、委員会の開催を行うものなので役務として発注している。</li> <li>・以前の入札の際は2者の時もあったが、最近は1者である。</li> </ul>
	<p>3. 再度入札における一位不動状況について</p> <p>意見・質問なし。</p>	
	<p>4. 指名停止について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同名の業者は別業者か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別業者である。</li> </ul>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し	
[これらに対し部局長が講じた措置]	無し	

事務局：九州農政局総務部総務課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。